

奈良市公報

号外第3号 令和6年3月告示

令和7年10月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
3	8	114	奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱の一部を改正する告示	住宅課
3	11	116	奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の一部を改正する告示	共生社会推進課
3	12	119	奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示	長寿福祉課
3	12	121	奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱を廃止する告示	廃棄物対策課
3	25	138	都市公園の供用開始	公園緑地課
3	28	150	奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
3	28	151	奈良市移動支援事業実施要綱及び奈良市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示	障がい福祉課
3	28	152	奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
3	28	153	奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
3	28	154	奈良市アピランスケア支援事業補助金交付要綱	健康増進課
3	28	155	奈良市こども家庭センター設置運営要綱	子育て相談課
3	28	156	奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示	子育て相談課
3	28	157	奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の一部を改正する告示	子育て相談課
3	28	158	奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱の一部を改正する告示	子育て相談課
3	28	159	奈良市国民健康保険料減免取扱要綱	国保年金課
3	28	161	奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示	廃棄物対策課
3	28	162	奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業実施要綱	保健衛生課

3	28	163	奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示	保健衛生課
3	29	168	奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示	産業政策課
3	29	169	奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示	人事課
3	29	170	奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱の一部を改正する告示	母子保健課
3	29	171	奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示	福祉政策課
3	29	172	奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱の一部を改正する告示	福祉政策課
3	29	173	奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示	健康増進課

告

示

奈良市告示第 114 号

奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱（平成 28 年奈良市告示第 455 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 14 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 8 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 8 日掲示済)

奈良市告示第 116 号

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の一部を改正する告示

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和 5 年奈良市告示第 384 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（ファミリーシップの継続）

第 10 条の 2 前条第 2 号の規定にかかわらず、死亡した宣誓者以外の宣誓者がファミリーシップの対象としていた子とファミリーシップの継続を希望し、次に掲げる要件に該当している場合は、ファミリーシップを継続することができる。この場合において、証明書等の返還を要しない。

(1) 当該子の親権を行う者又は未成年後見人の同意を得ていること。

(2) 当該子と同居しており、かつ、生計が同一であること。

第 11 条第 1 項中「以下「ファミリーシップ対象者」という。）」の次に「及び第 10 条の 2 の規定によりファミリーシップの登録を受けている子（以下「ファミリーシップ継続対象者」という。）」を加える。

第 11 条第 3 項中「規定により」の次に「ファミリーシップ対象者から」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項及び第 2 項」に、「申立書の提出」を「申立て」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 ファミリーシップ継続対象者の親権を行う者又は未成年後見人は、登録簿及び証明書等からファミリーシップ継続対象者の氏名を削除するよう申し立てることができる。

第 11 条に次の 1 項を加える。

5 市長は、第 1 項の規定によりファミリーシップ継続対象者から申立書の提出があったとき及び第 2 項の規定により申立てがあったときは、その内容を審査し、内容が適当と認められる場合、宣誓者に対して証明書等の返還を求めるものとする。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 11 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 11 日掲示済)

奈良市告示第 119 号

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 12 日

奈良市長職務代理者

奈良市副市長 鈴 木 千恵美

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱（平成 14 年奈良市告示第 390 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、汚損又は破損を理由とする再交付についてはこの限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱第 7 条第 3 項の規定は、この告示の施行の日以後に行われた再交付の申請から適用し、同日前に行われた再交付の申請については、なお従前の例による。

（令和 6 年 3 月 12 日揭示済）

奈良市告示第 121 号

奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 12 日

奈良市長職務代理者

奈良市副市長 鈴木 千恵美

奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱を廃止する告示

奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱（平成 14 年奈良市告示第 266 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 12 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 12 日揭示済）

奈良市告示第 138 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	位 置	区 域	供用開始日
菅原町第 8 街区公園	奈良市菅原町 403 番 30	別紙図面のとおり（別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。）	令和 6 年 3 月 25 日

（令和 6 年 3 月 25 日揭示済）

奈良市告示第 150 号

奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱（平成 17 年奈良市告示第 316 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「子育てサークル活動費補助金」を「奈良市子育てサークル活動費補助金」に改める。

第 2 条の見出しを「（補助対象サークル）」に改め、同条第 1 号中「保育所及び幼稚園に入所又は入園していない乳幼児」を「未就園児」に、「10 人」を「5 人」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（5）サークルの活動費に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。

第 3 条の見出しを「（補助対象活動）」に改め、同条中「となる事業」を「となるサークルの活動」に、「補助対象事業」を「補助対象活動」に、「掲げる事業」を「掲げる活動」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

（1）子育てに係る不安の解消を目的とした研修会又は講習会の開催

（2）子育て家庭の交流を目的としたイベント又は情報交換会の開催

第 3 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「事業」を「活動」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第4条中「補助対象事業」を「補助対象活動」に、「必要な次の」を「要する費用のうち、次に掲げる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、補助対象活動に要する費用のうち食糧費、入場料、プレゼント代その他受益者が負担することが適当であると市長が認める経費等に係るものは、補助対象経費としない。

第4条第3号中「。ただし、食糧費、プレゼント代等を除く。」を削る。

第6条中「サークル」の次に「の代表者」を加える。

第7条中「補助事業者」を「補助対象者」に、「次に掲げる書類」を「市長が必要と認める書類」に改め、同条各号を削る。

第8条中「補助事業者」を「補助対象者」に、「補助対象事業」を「補助対象活動」に改め、同条第1号中「別記第7号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2号中「別記第8号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第9条第2項中「補助事業者」を「補助対象者」に改める。

別記第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第6条関係）

年度 活動計画書

サークル名

※月1回以上活動すること。

活動予定日	活 動 内 容	参加予定人数		活 動 予 定 場 所
		保護者	子ども	

第2号様式(第6条関係)

年度 会員名簿

年 月 日現在

サークル名			
所在地 (奈良市内)		電話番号	
フリガナ			
代表者名			
会員数(保護者)	人 (うち、未就園児の保護者 人)		
会 員 氏 名	住 所	子 ど も の 名 前(年齢)	
1		()	()
2		()	()
3		()	()
4		()	()
5		()	()
6		()	()
7		()	()
8		()	()
9		()	()
10		()	()
11		()	()
12		()	()
13		()	()
14		()	()
15		()	()
16		()	()
17		()	()
18		()	()
19		()	()
20		()	()

第3号様式(第6条関係)

年度 収支予算書

サークル名

(収入の部)

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
会 費		
補 助 金		④×1/2(千円未満切り捨て)
寄 付 金		
合 計※1		

(支出の部)

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
講 師 謝 金		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
書 籍 購 入 費		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
会 場 借 上 料		
備品購入費※2		
食 糧 費 ②		
プレゼント代等 ③		
合 計※1 ①		
補助対象経費 ④		①-②-③

※1 (収入の部)の合計と(支出の部)の合計(①)は、同一の金額としてください。

※2 備品は、税込3万円以上の物品とします。

第4号様式(第6条関係)

前年度決算書

サークル名

(収入の部)

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
会 費		
補 助 金		④×1/2(千円未満切り捨て)
寄 付 金		
合 計※1		

(支出の部)

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
講 師 謝 金		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
書 籍 購 入 費		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
会 場 借 上 料		
備品購入費※2		
食 糧 費	②	
プレゼント代等	③	
合 計※1	①	
補助対象経費	④	①-②-③

※1 (収入の部)の合計と(支出の部)の合計(①)は、同一の金額としてください。

※2 備品は、税込3万円以上の物品とします。

第5号様式（第8条関係）

年度 活動報告書

サークル名

※月1回以上活動すること。

活動年月日	活 動 内 容	参加人数		活 動 場 所
		保護者	子ども	

第6号様式(第8条関係)

年度 収支決算書

サークル名

(収入の部)

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
会 費		
補 助 金		④×1/2(千円未満切り捨て)
寄 付 金		
合 計※1		

(支出の部)

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
講 師 謝 金		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
書 籍 購 入 費		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
会 場 借 上 料		
備品購入費※2		
食 糧 費 ②		
プレゼント代等 ③		
合 計※1 ①		
補 助 対 象 経 費 ④		①－②－③

※1 (収入の部)の合計と(支出の部)の合計(①)は、同一の金額としてください。

※2 備品は、税込3万円以上の物品とします。

別記第 7 号様式及び第 8 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われたサークルの活動に係る補助金の交付について適用し、同日前のサークルの活動に係る補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 3 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 151 号

奈良市移動支援事業実施要綱及び奈良市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市移動支援事業実施要綱及び奈良市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示

(奈良市移動支援事業実施要綱の一部改正)

第 1 条 奈良市移動支援事業実施要綱（平成 26 年奈良市告示第 194 号）の一部を次のように改正する。

別記第 7 号様式を次のように改める。

第7号様式 (第19条関係)

年 月分 奈良市移動支援事業利用実績記録表

受給者 番号			利用者等氏名 (児童氏名)		年齢	才	移動支援事業指定事業所番号
決定 支給量	時間／月	☐ 身介有	☐ 施設等利用型	契約 支給量		時間／月	事業所名
		☐ 身介無	☐ 大学修学支援型				
利用者負担上限月額			円	☐ 課税世帯	☐ 非課税世帯	☐ 生活保護世帯	

日付	曜日	種別	サービス内容			サービス提供時間				算定 時間数	サービス費	利用者 負担額	利用者 確認欄	サービス 提供者 確認欄		
						開始 時刻	終了 時刻	除外 時間数	提供 時間数							
			始点	目的地	終点											
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										
			目的:			例外・8時間以上の理由等:										

(奈良市日中一時支援事業実施要綱の一部改正)

第2条 奈良市日中一時支援事業実施要綱（平成26年奈良市告示第195号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式 (第20条関係)

年 月分 奈良市日中一時支援事業利用実績記録表

受給者 番号			利用者等氏名 (児童氏名)			年齢	才	日中一時支援事業指定事業所番号
決定 支給量	日／月	契約 支給量	日／月	利用者負担 上限月額			円	事業所名
☐ 課税世帯 ☐ 非課税世帯 ☐ 生活保護世帯								

[illegible]

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に第 1 条の規定による改正前の奈良市移動支援事業実施要綱別記第 7 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

3 この告示の施行の際、現に第 2 条の規定による改正前の奈良市日中一時支援事業実施要綱別記第 7 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 3 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 152 号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和 61 年奈良市告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 1 号中「延長保育事業補助金」の次に「、一時預かり事業補助金（一般型）」を加え、同号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 前条第 3 号、第 5 号及び第 6 号の施設のうち、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号に規定する小学校就学前子どもに係る部分 一時預かり事業補助金（幼稚園型）、障害児保育事業補助金、医療的ケア児保育支援事業補助金、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金

別表職員給与改善費補助金の項中「18,000 円」を「20,000 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 153 号

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱（令和 3 年奈良市告示第 545 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 5 条中「別表」を「別表第 1」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(補助対象期間)

第 5 条の 2 補助対象経費算定の基礎となる補助対象期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 6 条中「切り捨てた額」の次に「と別表第 2 に定める補助基準額に基づいて算定した額とを比較して、いずれか少ない方の額」を加える。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 6 条関係）

区分	内容	単位	単価
アウトリーチ型	基本経費	1 世帯 1 回当たり	3,000 円
	子ども等人数加算	子ども等 1 人 1 回当たり	1,000 円
居場所型	基本経費	1 回当たり	7,000 円
	子ども等人数加算	子ども等 1 人 1 回当たり	500 円

備考

1 アウトリーチ型基本経費は、月 2 回を上限とする。

- 2 居場所型基本経費は、月 4 回を上限とする。
- 3 居場所型子ども等人数加算は、1 回 120 人を上限とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の取扱いについて適用し、同日前の取扱いについては、なお従前の例による。

(令和 6 年 3 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 154 号

奈良市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、がんの治療に伴う外見（アピアランス）の変化に起因する悩みを抱えているがん患者に対し、その苦痛を軽減するケア（アピアランスケア）に資するため、予算の範囲内で外見の変化を補完する補整具（以下「補整具」という。）の購入その他外見の変化の補完に要する費用の一部について奈良市アピアランスケア支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和 59 年奈良市規則第 23 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定による申請を行う日において本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 脱毛、乳房の切除その他のがんの治療に伴う外見の変化により、補整具の購入を希望する者その他市長が認める方法により外見の変化の補完を行おうとする者
- (3) 補整具の購入等に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金を受けていない者
- (4) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団等をいう。）でない者

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補整具に係る購入費その他市長が特に必要と認める方法により外見の変化の補完を行った場合に要した費用とする。

2 補助の対象となる補整具等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全頭用ウィッグ等 全頭用ウィッグ及びウィッグ装着時に必要な頭皮保護用ネットをいう。
- (2) 乳房補整具 手術による乳房の形の変化に対応するための補整パッド又は人工乳房（乳房再建等によって体内に埋め込まれたものを除く。）及びこれらを固定する下着をいう。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める補整具
- (4) その他市長が特に必要と認める方法による外見の変化の補完

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる補整具にあってはその額が 20,000 円を超える場合は 20,000 円とし、同項第 3 号に掲げる補整具にあってはその額が 10,000 円を超える場合は 10,000 円とし、同項第 4 号に掲げる補完にあってはその額が 10,000 円を超える場合は 10,000 円とする。

2 補助金の交付は、その種類によらず 1 人につき 2 回までとし、1 種類につき 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（がん治療及び症状の悪化等により申請が困難な場合にあっては、その者

と同一の世帯に属する者及び法定代理人（以下「代理人等」という。）を含む。以下これらを「申請者」という。）は、奈良市アピアランスケア支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) がん治療等を受けた又は現に受けていることがわかる書類の写し（治療方針計画書、診療明細書、お薬手帳等）
- (2) 補整具の購入等に要した費用、年月日、種類等が明記された書類の写し（領収書等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 代理人等以外の者が前項の申請を行う場合にあっては、前項各号に掲げる書類に加え、委任状（別記第2号様式）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、奈良市アピアランスケア支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）又は奈良市アピアランスケア支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとする場合は、奈良市アピアランスケア支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者に対し、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

申請日

年 月 日

奈良市アピアランスケア支援事業補助金交付申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、審査のため、市が申請者及び補助対象者の住民基本台帳を確認し、又は補助要件について確認の必要がある場合には関係機関へ照会することについて同意します。

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名			
	住 所	〒	補助対象者 との関係	☐ 本人 ☐ 同一世帯 ☐ 法定代理人 (親権者又は後見人) ☐ その他
	電話番号	(固定) (携帯電話)		



申請者が補助対象者本人でない場合、以下の欄に補助対象者について記入してください。

補助対象者	ふりがな		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名			
	住 所	〒 奈良市 ☐ 申請者と同じ	電話番号	

<誓約事項> 全ての項目に誓約いただける方のみ補助金の交付申請を行うことができます。

☐ 申請を行う補整具の購入等に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金を受けていません。☐ 暴力団等 (奈良市暴力団排除条例 (平成 2 4 年奈良市条例第 2 4 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団等をいう。) ではありません。

がん治療等の状況	疾病名			
	治療方法	手術・放射線・薬剤・その他 ()		
交付を申請する補整具等に ☒		☐ 全頭用ウィッグ等	☐ 乳房補整具	☐ その他 ()
購入等年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
購入等金額 (税込み)		(ア) 円	円	円
(ア) の 1/2 の金額 (1,000 円未満切捨)		(イ) 円	円	円
補助上限額		(ウ) 20,000 円	20,000 円	10,000 円
(イ) と (ウ) を比べて低い金額		(A) 円	円	円
交付申請額 【(A) の合計金額】			円	

第2号様式（第5条関係）

委任状

（宛先）奈良市長

【受任者】住所：_____

氏名：_____

生年月日：_____年_____月_____日生

委任者との関係：_____

私は上記の者を受任者と定め、奈良市アピアランスケア支援事業補助金の交付申請に係る関係書類の提出及び当該補助金の請求に関する手続きについて委任します。

_____年_____月_____日

【委任者（補助対象者）】

住所：_____

氏名：_____

生年月日：_____年_____月_____日生

- 1 委任状は、「ご本人（委任する人）」が署名又は記名押印してください。
- 2 この委任状に限らず、要件が整っていれば任意様式の委任状でも結構です。

第3号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市アピアランスケア支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった奈良市アピアランスケア支援事業補助金について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市アピアランスケア支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった奈良市アピアランスケア支援事業補助金について、
下記のとおり交付しないこととする決定をしましたので通知します。

記

不交付決定の理由（ ）

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

奈良市アピアランスケア支援事業補助金交付請求書

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所 : _____

氏 名 : _____

電話番号 : _____

下記のとおり、奈良市アピアランスケア支援事業補助金を請求します。

金 _____ 円

振込先口座情報

金融機関名	(銀行コード:)		☐ 銀行 ☐ 金庫 ☐ 組合	支店名	(支店コード:)		☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所
預金種別	☐ 普通	☐ 当座	☐ その他 ()	口座番号 ※左詰め			
フリガナ				※口座番号が確認できる通帳やキャッシュカードの写しの添付または提示が必要です			
口座名義人							

(令和6年3月28日揭示済)

奈良市告示第155号

奈良市こども家庭センター設置運営要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市こども家庭センター設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づき、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦、子育て家庭及び児童に対し、包括的な支援を行うことを目的とする、奈良市こども家庭センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び設置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良市こども家庭センター	奈良市柏木町263番地の2

(構成)

第3条 センターは、別表に掲げる課をもって構成する。

(業務及び事業)

第4条 センターは、次に掲げる業務及び事業を行うものとする。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号の業務
- (2) 母子保健法第22条第1項第1号から第4号までに規定する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員)

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 統括支援員
 - (3) その他業務の遂行に必要な職員
- 2 センター長は、子どもセンター所長をもって充てる。
- 3 統括支援員は、別表に掲げる課のうち、子ども未来部子どもセンターに属する課に所属する職員の中からセンター長が指名する。

(庶務)

第6条 センターの庶務は、子ども未来部子どもセンター子育て相談課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

子ども未来部子どもセンター子育て相談課
子ども未来部子どもセンター子ども支援課
健康医療部母子保健課

(令和6年3月28日掲示済)

奈良市告示第156号

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て短期支援事業実施要綱（平成7年奈良市告示第395号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「家族」を「家庭」に改める。

第 2 条中「児童を」を「児童及び親子等を」に、「市長が適当と認めた里親」を「里親若しくは保護を適切に行うことができる者であって市長が適当と認めたもの」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(短期支援事業の種類及び内容)

第 3 条 短期支援事業のうち、短期入所生活援助（ショートステイ）事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容

ア 次に掲げる事由に該当する場合に、実施施設、里親等の居宅又は児童の居宅において児童を一時的に養育し、及び保護する事業

(ア) 保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条に定めるものをいう。以下同じ。）が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合

(イ) 子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合

(ウ) 保護者の育児不安又は過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

(エ) 経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合

(オ) その他市長が認める場合

イ 必要に応じて親子を短期間入所させ、次に掲げる支援を実施する事業

(ア) 保護者のレスパイト・ケア（一時的な休息のための援助をいう。以下同じ。）

(イ) 育児不安の解消並びに養育技術の提供等のための相談及び支援

(ウ) 育児及び家事等の協働による保護者のエンパワメント支援（その人が持つ本来の力及び可能性を引き出すように援助することをいう。）

(エ) その他親子支援に関する取組

(2) 対象者

次に掲げる事由に該当する市内に住所を有する家庭の児童又は親子等とする。

ア 児童の保護者の疾病

イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上の事由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由

オ 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

カ レスパイト・ケア又は児童との関わり方及び養育方法等について、親子での利用が必要であると市長が認めた場合

キ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(3) 利用の期間

利用の期間は、当該保護者の心身の状況、当該児童の養育環境その他の状況を勘案して市長が必要と認める期間とする。

2 短期支援事業のうち、夜間養護等（トワイライト）事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容

ア 次に掲げる事由に該当する場合に、実施施設、里親等の居宅又は児童の居宅において児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業

(ア) 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合

(イ) 保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

(ウ) その他緊急の場合

イ 前項第 1 号イに規定する事業

(2) 対象者

次に掲げる事由に該当する市内に住所を有する家庭の児童又は親子等とする。

ア 保護者の仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となる場合

イ 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

ウ レスパイト・ケア又は児童との関わり方及び養育方法等について、親子での利用が必要であると市長が認めた場合

(3) 利用の期間

利用の期間は 6 箇月以内とし、その時間は 1 日当たり 4 時間を限度として、午後 4 時から午後 10 時までの間とする。ただし、児童の就学時間等の事情により午後 2 時から利用することができる。

別表の 1 の表中「緊急一時保護の母親」を「親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親」に改める。

別記第 1 号様式中「利用児童」を「利用者」に、「申請者と児童」を「申請者と利用者」に、「当該書類の」を「別紙同意書に記載の上、」に改める。

別記第 2 号様式中「児童名」を「利用者名」に、「奈良市」までを「奈良市まで」に改める。

別記第 3 号様式中「児童名」を「利用者名」に改める。

別記第 4 号様式中「児童の氏名」を「利用者の氏名」に、「児童との続柄」を「利用者との続柄」に改める。

別記第 5 号様式中「児童名」を「利用者名」に改める。

別記第 6 号様式中「里親等」を「里親」に、「不要とし」を「不要」に、「児童氏名」を「利用者名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に行われたこの告示による改正前の奈良市子育て支援短期利用事業実施要綱の規定による子育て支援短期利用事業の利用申請及び決定は、この告示による改正後の奈良市子育て短期支援事業実施要綱の規定により行われた子育て短期支援事業の利用申請及び決定とみなす。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市子育て短期支援事業実施要綱別記第 1 号様式から第 6 号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 3 月 28 日掲示済)

奈良市告示第 157 号

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱（平成 30 年奈良市告示第 486 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条の 3 第 5 項」を「第 6 条の 3 第 19 項」に、「養育支援訪問事業」を「子育て世帯訪問支援事業」に、「援助を行う者」を「支援を行う訪問支援員」に、「ヘルパー」を「サポーター」に、「子の養育負担を軽減し、もって安定した子の養育を図る」を「養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ」に改める。

第 3 条第 3 号ア及びイ(7)中「孤立感」を「負担感」に改める。

第 5 条第 1 項中「土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日」を「次に掲げる日」に、「までの間」を「まで」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで（前号に掲げる日を除く。）

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 サポーターの派遣時間は、1 回当たり 2 時間以内とし、1 日 1 回までとする。

第 5 条第 5 項中「するまでの時間」の次に「及び生活必需品の買物に要する時間を合算したもの」を加える。

第 6 条（見出しを含む。）中「ヘルパー」を「サポーター」に改め、同条第 1 号中「又は」を「若しくは」に改め、「有する者」の次に「又は市長が適当と認める研修を修了した者であること。」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

第6条中第3号から第5号までを削る。

第8条中「申請者の居宅への家庭訪問等により、その世帯の状況を調査し、」を「当該申請者の世帯の状況の確認を踏まえ、事業利用の可否を決定し、」に改める。

第10条第2号中「ヘルパー」を「サポーター」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、事業の利用を受けた利用者は、サポーターが支援として行う生活必需品の買物に係る費用及び買物に係る移動に伴う交通費等を、受託事業者を支払わなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

（サポーターの研修）

第14条の2 受託事業者は、サポーターに対し、資質向上のために必要な研修を実施しなければならない。

第15条中「ヘルパー」を「サポーター」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月28日掲示済）

奈良市告示第158号

奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱（令和5年奈良市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第1条中「安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日付20文科初第1279号、雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要領」という。）別添31」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項」に、「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を「子育て世帯訪問支援事業」に改める。

第6条第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は育児経験者」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

第6条中第3号から第6号までを削る。

第12条の次に次の1条を加える。

（サポーターの研修）

第12条の2 受託事業者は、サポーターに対し、資質向上のため必要な研修を実施しなければならない。

別記第 1 号様式中

「
※奈良市子どもケアラーサポート事業利用申請にあたり、必要時、児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、本市において、関係機関への確認及び情報提供を行う場合があります。」

「
※奈良市子どもケアラーサポート事業利用申請にあたり、必要時、児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、本市において、関係機関への確認及び情報提供を行う場合があります。」

裏面あり

奈良市子どもケアラーサポート事業の実施に要する経費について、奈良市において世帯の住民情報・世帯の市民税課税状況（所得の状況）・生活保護、児童扶養手当又はひとり親医療費の助成の有無を公簿等により確認することに同意します。

に改める。

氏名（申請者）

奈良市子どもケアラーサポート事業利用申請にあたり、必要時、児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、本市において、関係機関への確認及び情報提供を行うことに同意します。

申請者 氏名

申請者の妻又は夫 氏名

※公簿等により確認できないときは、必要な書類の提出をお願いすることがあります。

※本人自筆の署名があれば、記名押印に代えることができます。」

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱第 1 条、第 6 条及び第 12 条の 2 並びに別記第 1 号様式の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた事業の利用に係る申請について適用し、施行日前に行われた事業の利用に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱別記第 1 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和 6 年 3 月 28 日掲示済）

奈良市告示第 159 号

奈良市国民健康保険料減免取扱要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市国民健康保険料減免取扱要綱

奈良市国民健康保険料減免取扱要綱（平成 13 年奈良市告示第 78 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 25 条の規定に基づき、条例第 21 条の規定による保険料の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（減免の割合等）

第 2 条 条例第 21 条第 1 項の規定による保険料の減免に係る減免の額等は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 条例第 21 条第 1 項の規定の適用の際、同項各号の規定に複数該当するときは、減免の額が最も大きい規定を適用するものとする。

3 保険料の賦課に際し、既に条例第 16 条の規定による減額、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 2 項第 8 号ロ及びハ並びに同条第 3 項第 7 号ロ及びハの規定の適用を受けることによる減額又は同令第 29 条の 7 の 2 の規定の適用を受けることによる減額（以下「軽減等」という。）が行われている場合、軽減等前の保険料額に減免の割合を乗じた額が軽減等の額を超えるときは、軽減等前の保険料額に減免の割合を乗じた額から軽減等の額を差し引いた額を減免の額とする。

（減免の額に係る端数計算）

第 3 条 前条の規定により算出した保険料の減免の額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（適用除外）

第 4 条 保険料の額から第 2 条の規定により算定した保険料の減免の額を差し引いた額が、条例第 12 条の 6、第 12 条の 6 の 10 及び第 12 条の 12 に規定する賦課限度額を超えるときは、減免を行わないものとする。ただし、条例第 21 条第 1 項第 1 号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

2 納付義務者が条例第 21 条の 2 に規定する所得等の申告を行っていない場合は、減免を行わないものとする。

3 第 2 条第 3 項に規定する減免の割合を乗じた額が軽減等の額を超えないときは、減免を行わないものとする。ただし、条例第 21 条第 1 項第 1 号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

（減免の申請）

第 5 条 条例第 21 条第 2 項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、国民健康保険料減免申請書（別記第 1 号様式）に、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添付し、同表の右欄に掲げる申請期限までに市長に提出しなければならない。

（減免の決定等）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその審査等を行い、減免の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の可否の決定に当たって必要と認めるときは、申請者に対し必要な書類等の提出又は提示を求めることができる。

3 市長は、前条の規定による申請を承認したときは国民健康保険料減免決定通知書（別記第 2 号様式）により、承認しないときは国民健康保険料減免不承認通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（減免事由の消滅）

第 7 条 条例第 21 条第 1 項各号のいずれかの規定に該当して保険料の減免を受けた者は、当該各号の規定のいずれにも該当しないこととなったときは、直ちに国民健康保険料減免事由消滅申告書（別記第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（減免の取消し等）

第 8 条 市長は、保険料の減免を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、その取消し又は変更を行い、その旨を当該保険料の減免を受けた者に国民健康保険料減免取消（変更）通知書（別記第 5 号様式）により通知するものとする。

(1) 資力の回復その他の事情の変化により減免の事由が消滅したと認められることとなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により減免を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により保険料の減免の取消しを行った場合は、当該取り消した減免の額に延滞金を加算した額を、当該保険料の減免を受けた者から徴収するものとする。

(旧被扶養者異動連絡票の交付)

第9条 市長は、条例第21条第1項第4号の規定により保険料の減免を受けている被保険者が市外に転出することとなったときは、当該被保険者に旧被扶養者異動連絡票（別記第6号様式）を交付するものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

条例第 21 条第 1 項の適用規定	減免の額			減免の対象となる 保険料の範囲
第 1 号	1 納付義務者が条例第 21 条第 1 項第 1 号アに該当する場合 当該納付義務者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額に 100 分の 90 を乗じて得られる額			条例第 21 条第 1 項第 1 号に規定する災害が発生した日の属する月から当該月の属する年度の末月まで（特別の事情があると認められる場合は、1 年を経過する月まで）に到来する納期に係る保険料
	2 被保険者（納付義務者を除く。）が条例第 21 条第 1 項第 1 号アに該当する場合 当該被保険者に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額の全額			
	3 納付義務者が条例第 21 条第 1 項第 1 号イに該当する場合 当該納付義務者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額の全額			
	4 被保険者（納付義務者を除く。）が条例第 21 条第 1 項第 1 号イに該当する場合 当該被保険者に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額の全額			
	5 納付義務者又は被保険者が条例第 21 条第 1 項第 1 号ウに該当する場合 当該納付義務者又は被保険者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額に、次の表の左欄に掲げる額及び中欄に掲げる程度に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額			
	前年の合計所得金額	損害の程度	減免割合	
	500 万円以下	全壊（又は全焼）	100 分の 100	
		半壊（又は半焼）	100 分の 50	
	500 万円超 750 万円以下	全壊（又は全焼）	100 分の 50	
		半壊（又は半焼）	100 分の 25	
	750 万円超 1, 000 万円以下	全壊（又は全焼）	100 分の 25	
		半壊（又は半焼）	100 分の 12. 5	
上記にかかわらず、 激甚災害として政令 で指定された災害で ある場合	全壊（又は全焼）	100 分の 100		
	半壊（又は半焼）	100 分の 50		
第 2 号	条例第 21 条第 1 項第 2 号に該当する者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険料（所得割）の額に、次の表の左欄に掲げる率に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額			条例第 21 条第 1 項第 2 号の該当により減免を申請する日（特別の事情があると認められる場合は、同号ア、イ又はウに規定する事由が発生した日）の
	旧ただし書所得の額の 対前年減少率（見込）		減免割合	
	100%		100 分の 100	
	90%以上 100%未満		100 分の 90	
	80%以上 90%未満		100 分の 80	

	<table><tr><td>70%以上 80%未満</td><td>100 分の 70</td></tr><tr><td>60%以上 70%未満</td><td>100 分の 60</td></tr><tr><td>50%以上 60%未満</td><td>100 分の 50</td></tr></table>	70%以上 80%未満	100 分の 70	60%以上 70%未満	100 分の 60	50%以上 60%未満	100 分の 50	属する月から当該月の属する年度の末月までに到来する納期に係る保険料		
70%以上 80%未満	100 分の 70									
60%以上 70%未満	100 分の 60									
50%以上 60%未満	100 分の 50									
第 3 号	条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当する者の同号に規定する保険給付の制限を受けていた期間に係る保険料（所得割及び均等割（当該者が単身である場合は、所得割、均等割及び平等割））の額の全額	条例第 21 条第 1 項第 3 号に規定する保険給付の制限を受けていた期間に係る保険料								
第 4 号	条例第 21 条第 1 項第 4 号に該当する者に係る保険料（所得割、均等割（当該者の属する世帯に他の旧被扶養者以外の被保険者が無い場合は、所得割、均等割及び平等割））の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額 <table><tr><td>保険料区分</td><td>減免割合</td></tr><tr><td>所得割</td><td>100 分の 100</td></tr><tr><td>均等割</td><td>100 分の 50</td></tr><tr><td>平等割</td><td>100 分の 50</td></tr></table>	保険料区分	減免割合	所得割	100 分の 100	均等割	100 分の 50	平等割	100 分の 50	被保険者の資格を取得した日の属する月から2年を経過する月までの間（所得割の場合は、当分の間）に係る保険料
保険料区分	減免割合									
所得割	100 分の 100									
均等割	100 分の 50									
平等割	100 分の 50									
第 5 号	条例第 21 条第 1 項第 5 号に該当する者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額の全額	条例第 21 条第 1 項第 5 号ア又はイに規定する保護を受けることとなった日の属する月の前月以前に到来していた納期に係る保険料								
第 6 号	条例第 21 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定めるもののほか、国の通知において保険料の減免の対象とされている場合において、当該国の通知に基づき算定される額	国の通知において定められる保険料								

備考

- 1 合計所得金額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。
- 2 旧ただし書所得とは、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額から地方税法第314条の2第2項に規定する額を控除した額又は国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号に規定する所得の金額をいう。

別表第2（第5条関係）

条例第21条第1項の適用規定	申請書に添付すべき書類	申請期限
第1号	条例第21条第1項第1号ア若しくはイに該当する者となったこと又は同号ウに規定する損害を受けたことを確認できる書類 第1号アの場合 身体障害者手帳の写し、診断書（身体障害者手帳用）、精神障害者保健福祉手帳の写し、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）等 第1号イの場合 行方不明届出書の写し等 第1号ウの場合 罹災証明書の写し等	条例第21条第1項第1号に規定する災害が発生した日の属する年度の末日（ただし、特別の事情があると認められる場合は、市長が定める日）
第2号	次に掲げる書類	条例第21条第1項第2号

	(1) 収入状況等調査票（別記第7号様式） (2) 条例第21条第1項第2号に該当することとなったことを確認できる書類 第2号アの場合 90日以上の長期の入院又は自宅療養を要することが確認できる診断書 第2号イの場合 廃業届出書の写し、離職票の写し、解雇通知書の写し、閉鎖事項全部証明書の写し、免責確定証明書の写し、個人事業の廃業届出書の写し等 第2号ウの場合 減収及び被害の状況が確認できる書類の写し	に該当する者となった日の属する年度の末日
第3号	条例第21条第1項第3号に該当する者となったことを確認できる書類	条例第21条第1項第3号に該当する者とならなかった日から6箇月を経過する日（ただし、特別の事情があると認められる場合は、市長が定める日）
第4号	条例第21条第1項第4号に該当する者となったことを確認できる書類	被保険者としての資格を取得した日の属する年度の末日
第5号	条例第21条第1項第5号に該当する者となったことを確認できる書類	条例第21条第1項第5号に該当する者となった日の属する年度の末日
第6号	別表第1に規定する国の通知において定められた書類	別表第1に規定する国の通知において定められた日

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

国民健康保険料減免申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所

氏名

下記の理由により国民健康保険料の減免を受けたいので、奈良市国民健康保険条例第 2 1 条第 1 項の規定により、必要書類を添付し申請します。

記

納付義務者	記号番号						
	住所						
	氏名						
対象年度・減免期間							
減免事由		(1) 災害 () (2) 著しい収入減 () (3) 拘禁等 (4) 旧被扶養者 (5) 生活保護等 (6) 別に定める場合 ()					
保険料額							
【普通徴収】	4 月期	5 月期	6 月期(第 1 期)	7 月期(第 2 期)	8 月期(第 3 期)	9 月期(第 4 期)	
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
保険料額	円	円	円	円	円	円	
	10 月期(第 5 期)	11 月期(第 6 期)	12 月期(第 7 期)	1 月期(第 8 期)	2 月期(第 9 期)	3 月期(第 10 期)	
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
保険料額	円	円	円	円	円	円	
【特別徴収】	第 1 期(4 月)	第 2 期(6 月)	第 3 期(8 月)	第 4 期(10 月)	第 5 期(12 月)	第 6 期(2 月)	
保険料額	円	円	円	円	円	円	
減免を受けようとする理由 (具体的に詳しく記入して下さい。)							

(裏面に続く)

(裏面)

添付書類

☐ 災害	☐ 障害者 ()	
	☐ 行方不明者 ()	
	☐ 居住宅の損害 ()	
☐ 著しい 収入減少	☐ 収入状況 及び資産 保有状況 調査票	☐ 長期の入院又は自宅療養 ()
		☐ 事業の休廃止等 ()
		☐ 干ばつ等による農作物の 不作、不漁等 ()
☐ 拘禁等 ()		
☐ 旧被扶養者 ()		
☐ 生活保護等 ()		
☐ 別に定める場合 ()		

第2号様式(第6条関係)

国民健康保険料減免決定通知書

年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで申請のあった国民健康保険料の減免につきましては、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

納付義務者	記号番号			
	住所			
	氏名			
対象年度・減免期間				
減免区分	(1) 災害 () (2) 著しい収入減少 () (3) 拘禁等 (4) 旧被扶養者 (5) 生活保護等 (6) 別に定める場合 ()			
減免決定額				
備考				

※減免を受けた事由に影響を及ぼすような資力の回復その他事情の変化があった場合は、直ちに申告して下さい。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第3号様式（第6条関係）

国民健康保険料減免不承認通知書

年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで申請のあった国民健康保険料の減免につきましては、審査の結果、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

納付義務者	記号番号	
	住所	
	氏名	
理由		

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式(第7条関係)

国民健康保険料減免事由消滅申告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付けで決定を受けた奈良市国民健康保険料の減免につきましては、下記のとおり減免の事由が消滅しましたので申告します。

記

納付義務者	記号番号	
	住所	
	氏名	
減免事由	☐ 災害 () ☐ 著しい収入減少 () ☐ 拘禁等 ☐ 別に定める場合 ()	
消滅時期		
消滅理由		

第5号様式(第8条関係)

国民健康保険料減免決定取消(変更)通知書

年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで奈良市国民健康保険料の減免を決定しましたが、下記のとおり取り消し(変更)しましたので通知します。なお、未納付額につきましては、速やかに納付して下さい。

記

納付義務者	記号番号	
	住所	
	氏名	
取消し(変更)理由		
取消し(変更)期間		
備考		

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第6号様式（第9条関係）

旧 被 扶 養 者 異 動 連 絡 票

発行年月日 年 月 日 発行

旧 被 扶 養 者	氏 名		
	生年月日	年 月 日	男 ・ 女
	旧被扶養者に該当した年月日	年 月 日	
交 付 者	保険者番号並びに交付者の名称及び印		

注意事項

- 1 転入した市町村において旧被扶養者に係る減免（被保険者均等割を半額等の措置）の申請を行う場合には、減免の申請書と併せて、この連絡票を提出してください。
- 2 この連絡票を破り、汚し、又は失ったときは、直ちにこの連絡票を発行した市町村に再発行を申請してください。
- 3 この連絡票を破り、又は汚した場合の2の申請には、その連絡票を添えて申請してください。

第7号様式(第5条関係)

(表)
収入状況等調査票

年 月 日

奈良市長 様

申請者 住所

氏名

下記のとおり、世帯の収入状況等について偽りのないことを誓約し申告します。

(収入状況)

記号番号				氏名					
該当月				1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
収入の状況	収入額	事業	営業						
			農業						
		不動産							
		給与							
		公的年金							
		その他 ()							
		小計 (ア)							
	必要経費	事業	営業						
			農業						
			専従者給与						
		不動産							
		その他 ()							
		小計 (イ)							
	差引実収入月額 (ア-イ)								
該当月				7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
収入の状況	収入額	事業	営業						
			農業						
		不動産							
		給与							
		公的年金							
		その他 ()							
		小計 (ア)							
	必要経費	事業	営業						
			農業						
			専従者給与						
		不動産							
		その他 ()							
		小計 (イ)							
	差引実収入月額 (ア-イ)								

各月の差引実収入月額 合計

(裏)

(資産保有状況)

[illegible]

(令和6年3月28日揭示済)

奈良市告示第161号

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱（平成3年奈良市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ダンボールコンポスト」を「段ボールコンポスト」に改め、「対し」の次に「、予算の範囲内で」を加え、「これの減量」を「減量」に改める。

第1条の2を次のように改める。

（定義）

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 家庭から出る生ごみを電動でかくはん等を行うことにより分解又は乾燥させ、堆肥化又は減容化することを目的として製造された処理機で、市長が適当と認めたものをいう。
- (2) 生ごみ堆肥化容器 家庭から出る生ごみを分解し堆肥化することを目的として製造されたコンポスト容器等で、市長が適当と認めたものをいう。
- (3) 段ボールコンポスト 家庭から出る生ごみをピートモス等の基材とともに段ボール箱に入れ、その中で堆肥化することを目的として製造された段ボール製の容器及び当該容器に付随する基材等一式で、市長が適当と認めたものをいう。

第2条第1号中「有している」の次に「個人である」を加え、同条第4号中「ない者」を「ないこと。」に改める。

第3条第1項中「地方消費税を」の次に「含み、送料、手数料等の諸経費を」を加え、同項ただし書中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第3号中「ダンボールコンポスト」を「段ボールコンポスト」に改め、同条第2項中「1世帯（同居世帯は、1世帯とする。）につき1年度当たり」を「一の年度において」に改め、同項後段を削り、同項第3号中「ダンボールコンポスト」を「段ボールコンポスト」に改める。

第4条第1項中「生ごみ処理機器購入日の属する年度の末日」を「生ごみ処理機器の購入日の属する年度において市長が指定する日」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 申請者本人であることを確認できる書類の写し

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器に係る、この要綱に基づく助成金の交付を受けた者（同居世帯の者を含む。次項において同じ。）については、当該助成金の交付の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過するまでの間は、この要綱に基づく助成金の交付申請をすることができない。

第4条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、生ごみ堆肥化容器に係る、この要綱に基づく1基分の助成金の交付を受けた者については、当該助成金の交付の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過するまでの間、1基分の生ごみ堆肥化容器に係る助成金の交付申請をすることができる。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条中「補助金の交付の決定」を「助成金の交付決定」に、「補助金が」を「助成金が」に改める。

第10条中「ダンボールコンポスト」を「段ボールコンポスト」に改める。

第12条中「告示」を「要綱」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請書

(申請日) 年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。
また、私(申請者)の「市税の納入状況」について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

設置した生ごみ処理機器に関する事項	助成金の名称		奈良市生ごみ処理機器購入助成金
	生ごみ処理機器の購入金額 (消費税及び地方消費税含む。)		円
	設置場所		奈良市
	助成金申請額		ご指示のとおり
	処理容量		リットル
	製品名		
	製造会社		
	購入日		年 月 日
	添付書類	(1) 申請者の身元を確認できる書類の写し (2) 生ごみ処理機器購入に要した費用が明記された領収書の写し (3) 生ごみ処理機器設置後の状況が確認できる写真 (4) その他市長が必要と認める書類	

助成金が交付される場合は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関		預金種別	口座番号
銀行 農協 信金	本店 支店	普通(総合)	
	店番号	フリガナ	
		口座名義人	

* 振込先口座は申請者の口座とします。

* ゆうちょ銀行の場合は店番号を必ず記入してください。

第2号様式(第5条関係)

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付(不交付)決定通知書

申 請 者

住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のあった奈良市生ごみ処理機器購入助成金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

決 定 内 容	交 付 ・ 不 交 付
交 付 決 定 額	円
不 交 付 の 理 由	

別記第3号様式中

指 令 年 月 日

年 月 日

指令番号

奈良市指令 第 号

を

購入助成金
交付決定通知日

年 月 日

交付決定額

円

に、

住 所

電話番号（ ）

を

住 所

電話番号（ ）

添 付 書 類

この奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請取下届出書
に係る奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付（不交付）決定通
知書の写し

に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式 削除

別記第5号様式中

指 令 年 月 日

年 月 日

指令番号

奈良市指令 第 号

を

購入助成金
交付決定通知日

年 月 日

交付決定額

円

に改める。

別記第6号様式中

指 令 年 月 日

年 月 日

指令番号

奈良市指令 第 号

処 分 の 方 法

該当する項目を○で囲んで下さい。
売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄
その他（ ）

を

購入助成金
交付決定通知日

年 月 日

交付決定額

円

処 分 の 方 法

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入された生ごみ処理機器の助成の申請について適用し、施行日前に購入された生ごみ処理機器の助成の申請については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、既にこの告示による改正前の奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により生ごみ処理機器の購入に係る助成金の交付を受けている者については、当該生ごみ処理機器は、改正後の要綱第3条第2項に規定する助成金の交付の対象となる生ごみ処理機器の基数に含むものと

する。

- 4 この告示の施行の際、現に改正前の要綱別記第 1 号様式から第 3 号様式まで、別記第 5 号様式及び第 6 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 3 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 162 号

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業実施要綱

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、市内に生息する飼い主がいない又は不明である猫（以下「飼い主のいない猫」という。）に不妊又は去勢手術その他必要な処置（以下「不妊去勢手術等」という。）を受けさせる奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の良好な生活環境の保全を図るとともに、本市における猫の殺処分数を削減することを目的とする。

(対象者)

- 第 2 条 事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する個人
- (3) 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。以下同じ。）の代表者

(不妊去勢手術等の種類)

- 第 3 条 事業の対象となる飼い主のいない猫に受けさせる不妊去勢手術等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 不妊又は去勢手術及び耳先の V 字カット
- (2) 不妊又は去勢手術が既に実施されていると獣医師（市長が別に定める動物病院（以下「対象動物病院」という。）の獣医師に限る。）が判断した場合に実施する耳先の V 字カット及びその判断を行うに当たり必要となる処置

(手術券の交付の申請)

- 第 4 条 飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券（別記第 1 号様式。以下「手術券」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券交付申請書兼確認書（別記第 2 号様式。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に当たって、不妊去勢手術等を受けさせようとする飼い主のいない猫の数は、1 回の申請につき 10 頭以内とする。
- 3 同一年度内において不妊去勢手術等を受けさせようとする飼い主のいない猫の総数は、申請者が個人の場合にあっては同一世帯当たり 10 頭以内とし、申請者が地域自治組織の代表者の場合にあっては 1 団体当たり 10 頭以内とする。ただし、地域自治組織の代表者が申請を行う場合において、事業の実施状況等により市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(交付決定)

- 第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、必要事項を聴き取った上、これを審査して手術券の交付の可否を判断し、適当と決定したときは飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券交付決定通知書（別記第 3 号様式）により、不適当と決定したときは飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券不交付決定通知書（別記第 4 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

- 第 6 条 前条の規定により手術券の交付決定の通知を受けた者（以下「事業対象者」という。）は、不妊去勢手術等を実施できない等申請内容に変更等が生じたときは、次条第 2 項に規定する不妊去勢手術等の実施期限までに飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券交付申請に係る変更・中止承認申請書（別記第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

(不妊去勢手術等の実施)

第 7 条 事業対象者は、第 5 条の規定により手術券の交付が決定したときは、次項に規定する日までの間に対象動物病院において当該飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を受けさせなければならない。

2 前項の不妊去勢手術等は、手術券の交付決定のあった日の翌日から起算して 30 日以内又は交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに受けさせるものとする。

(生息地域等の調査および指導)

第 8 条 市長は、必要があると認めるときは、飼い主のいない猫の生息地域等の状況を調査することができる。

2 申請者又は事業対象者は、前項の調査に協力しなければならない。

3 市長は、第 1 項の調査により、申請者又は事業対象者が申請に当たっての確認事項を満たしていないと認めるときは、申請者又は事業対象者に対し、管理方法の改善その他の必要な措置を取るべきことを指導することができる。

(手術の費用)

第 9 条 不妊去勢手術等に係る事業対象者の費用は、無料とする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱の廃止)

2 奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱（令和 2 年奈良市告示第 304 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に、前項の規定による廃止前の奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第 6 条の規定に基づきなされた申請に係る補助金の交付については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

別記

第1号様式(第4条関係)

飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券(手術券)

申請者	住所等 氏名等 ※申請者が奈良市外在住の時は事業所名他	電話番号
生息地域	奈良市 周辺	交付番号
交付年月日		有効期限

獣医師記載欄

手術等実施日		性別	☐ オス ☐ メス	毛色	
マイクロチップ	☐ 装着されていないことを確認				
手術等実施内容	☐ 不妊去勢手術実施 ☐ 不妊去勢手術実施せず(手術実施済みを確認) ☐ 耳カット(外見から容易に判別できる大きさである)				
依頼者の本人確認	☐ 申請者本人(☐ 運転免許証 ☐ その他()) ☐ 奈良市TNR活動サポーター登録者 ※身分証を確認し、個人登録の場合は個人名、団体登録の場合は団体名および個人名を記載 (氏名等) ☐ 上記以外(氏名) ※身分証のコピーを裏面に添付				
実施動物病院	☐ 奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業対象動物病院である 病院名 獣医師名				

《依頼者の確認》

年 月 日 上記の手術を受けました。

持込者氏名(自署)

第2号様式(第4条関係)

飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券交付申請書兼確認書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者) 住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

電話番号

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

生息場所	奈良市	手術予定頭数	頭 (上限 10頭)
手術予定の 動物病院名		手術予定年月日	
※ 申請者が市外在住 者の場合のみ記入	①事務所等の名称	②事務所等の所在地 奈良市	

確認事項

以下のことについて確認しました。

- 1 手術券の交付を受けて不妊去勢手術等を実施する猫(以下「猫」という。)は、飼い主のいない猫であり、耳先にV字カットが入っていないこと。
- 2 不妊去勢手術等の実施後、猫を保護した場所に戻すこと。
- 3 餌やり等により猫を管理する場合は、地域の生活環境が悪化を生じないよう適切に管理すること。特に、猫トイレの設置等による排泄物には十分配慮し、置き餌はしないこと。
- 4 猫を管理する中で、地域住民等から問合せがあった際には、真摯に対応すること。
- 5 猫に飼い主がいることが判明した場合、発生する問題については自らが責任を持って飼い主との間で解決すること。
- 6 不妊去勢手術等が既に実施されていることが外見から容易に判別できるよう、耳先にV字カットを実施することを了承していること。
- 7 病気等により不妊去勢手術等が実施できないと獣医師が判断した場合、不妊去勢手術等を行わない又は中断することを了承していること。
- 8 不妊去勢手術等の手術中または手術前後に死に至るなど不測の事態については、奈良市及び公益社団法人奈良県獣医師会に対しての異議申立て又は責任の追及はしないこと。
- 9 奈良市から問合せや調査の依頼があった場合、協力すること。
- 10 偽りその他不正な手段により手術券の交付を受けた場合は、手術費用を返還すること。

第3号様式(第5条関係)

飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券交付決定通知書

奈良市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

年 月 日付け手術券交付申請に対し、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり手術券を交付することと決定しましたので通知します。

年 月 日

奈良市長



生息地域	奈良市	周辺	手術予定頭数	頭 (上限 10頭)
手術予定の 動物病院名			手術券交付数	枚 (上限 10枚)
交付条件	・ 不妊去勢手術等を実施しない場合又は頭数を減らす場合は、市長の承認を受け、手術券を返納すること。 ・ 申請書兼確認書の確認事項を順守すること。			

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

第4号様式（第5条関係）

飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券不交付決定通知書

奈良市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

年 月 日付け手術券交付申請に対し、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

年 月 日

奈良市長



記

理由：

第5号様式（第6条関係）

飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券交付申請に係る
変更・中止承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

電話番号

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

手術券交付年月日	年 月 日	手術券 交付番号	
変更又は中止の年月日	年 月 日		
変更又は中止の内容			

※ 添付書類 手術券が不要になった場合は当該手術券

(令和6年3月28日揭示済)

奈良市告示第163号

奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱（令和2年奈良市告示第171号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「14 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 28 日掲示済)

奈良市告示第 168 号

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（令和元年奈良市告示第 332 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 2 号の交付を受けようとする者であつて、次条第 1 項第 3 号の要件を満たし、かつ、18 歳未満の世帯員を
帯同して移住する場合は、当該 18 歳未満の世帯員 1 人につき 100 万円を前項第 2 号の額に加算して交付する。

第 3 条第 1 項第 2 号イ中「転入日から起算して 3 箇月を経過した日から」を削り、同項第 3 号ウ及び第 4 号イ中
「対象法人等に連続して 3 箇月以上勤務しており、当該」を「勤務している」に改め、同条第 2 項第 4 号中「本市へ
の転入日から起算して 3 箇月を経過した日から本市への」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(6) 世帯員の転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更を伴う転入ではないこと。

第 4 条第 9 号中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条中第 5 号から第 8 号までを 1 号ず
つ繰り下げ、第 4 号中「第 3 号」を「第 3 号からこの号まで」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次
の 1 号を加える。

(4) 本市に転入したことが分かる住民票の写し（移住支援金（世帯向け）の交付を受けようとする場合は、該当す
る世帯員分を含む。）

別記第 1 号様式中

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数（1 の申請者は含まない）	人
移住支援金 種別		就業		専門人材	テレワーク	を
		関係人口		起業		」

単身・世帯		単身		世帯				
				世帯の場合は同時に移住した世帯員 の人数（1 の申請者は含まない）	人	左記のうち 18 歳未満の者の人数	人	に、
移住支援金 種別		就業		専門人材		テレワーク		
		関係人口		起業				」

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経 営を担う者との関係		A. 3 親等以内の 親族に該当しない		B. 3 親等以内の 親族に該当する	を
---	--	------------------------	--	-----------------------	---

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経 営を担う者との関係		A. 3 親等以 内の親族に該 当しない		B. 3 親等以内の 親族に該当する	に、
(世帯で申請の場合のみ記載) 世帯員の転勤、出向、出張又は研修等によ る勤務地の変更に伴う転入である		A. 該当しな い		B. 該当する	」

就業先	就業場所（住所）	就業地
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

を

期間	就業先・在学先	就業地・在学地

に改める。

別記第2号様式中「所属先企業等への出勤の頻度（就業後3箇月の実績）」を「所属先企業等への出勤の頻度」に改める。

別記第3号様式中

「
奈良市長
移住支援金交付決定通知書
を
」

「
奈良市長
に改める。

移住支援金交付決定通知書

」

「
奈良市長 ㊞

別記第 4 号様式中

を

移住支援金不交付決定通知書

」

「
奈良市長
に改める。

移住支援金不交付決定通知書

」

別記第 5 号様式中

金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座	
預金口座番号		

を

「

金融機関		支店名	
預金種別			
預金口座番号			

に改める。

」

「
奈良市長 ㊞

別記第 6 号様式中

を

移住支援金返還命令書

」

「
奈良市長
に改める。

移住支援金返還命令書

」

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第 2 条から第 4 条までの規定は、この告示の施行の日以後の交付申請に係る移住支援金から適用し、同日前の交付申請に係る移住支援金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱別記第 2 号様式から第 6 号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和6年3月29日揭示済)

奈良市告示第169号

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱（平成14年奈良市告示第401号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、マイナンバーカードセンター」を削る。

第9条の表統合端末を設置する課、各出張所等の事務室の項及び第12条第2項の表統合端末の項並びに第16条第2項中「、マイナンバーカードセンター所長」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月29日揭示済)

奈良市告示第170号

奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱の一部を改正する告示

奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱（平成29年奈良市告示第187号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産後ショートステイ 母子保健法第17条の2第1項第1号に規定する産後ケアを行う事業をいう。
- (2) 産後デイケア 母子保健法第17条の2第1項第2号に規定する産後ケアを行う事業をいう。
- (3) 産後アウトリーチ 母子保健法第17条の2第1項第3号に規定する産後ケアを行う事業をいう。

第2条各号列記以外の部分中「事業」の次に「(産後ショートステイ及び産後デイケアに係るものに限る。以下この項において同じ。）」、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2号及び第5号中「別表第1に掲げるサービス」を「事業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事業（産後アウトリーチに係るものに限る。以下この項において同じ。）は、病院、診療所、助産所又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第3条に規定する助産師をいう。）で、次に掲げる要件を満たすものに委託して実施する。

- (1) 事業に関する知識及び技術において高い専門性を有すること。
- (2) 事業を提供できること。
- (3) 事業の利用者の身体又は精神の状態が悪化した場合等緊急時に対応ができること。
- (4) 市と適切な連絡体制が確保できること。
- (5) 市が開催する事業の実施に関する研究会等に参加すること。
- (6) 母子保健法施行規則第7条の4に定める基準を満たしていること。

第3条第3項中「産後デイケア」の次に「及び産後アウトリーチ」を加え、「7日」を「合計7回」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、産後アウトリーチについては原則1日につき1回までを上限とする。

第5条第1項中「電話等で」を削る。

第8条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第 1 中

産後デイケア	原則として、午前中に入所し、午後に退所するものとし、利用開始時刻からおおむね 6 時間以上 9 時間以内の利用を 1 日とする。
--------	--

を

産後デイケア	原則として、午前中に入所し、午後に退所するものとし、利用開始時刻からおおむね 6 時間以上 9 時間以内の利用を 1 日とする。
産後アウトリーチ	原則として、午前 9 時から午後 5 時までの間のうち、おおむね 2 時間を 1 回の利用の上限とする。

に改め、「1 日に最低 1 回の」を削り、「限る。）」

の次に「とする。ただし、産後アウトリーチを除く。」を加える。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 6 条関係)

階層区分	産後ショートステイ (1 泊当たり)	産後デイケア (1 日当たり)	産後アウトリーチ (1 回当たり)
A 一般世帯	1,000 円	500 円	500 円
B 生活保護世帯	無料	無料	無料

注 1 この表において「一般世帯」とは、生活保護世帯を除いた世帯をいう。

2 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯をいう。

「
ヲガナ

別記第 1 号様式中 児：(氏名) (生年月日)： 年 月 日 を

「
ヲガナ

児：(氏名) (生年月日)： 年 月 日

ヲガナ

児：(氏名) (生年月日)： 年 月 日

に改め、「範囲で」の次に「課税状態

について」を加え、「(自署)」を削る。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

奈良市長

奈良市すまいる mama サポート 利用承認通知書

年 月 日に申請のありました、すまいる mama サポートの利用について、次の通り承認しましたので、奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

利用 者	母	フリガナ			
		氏名	様		
		生年月日	年 月 日		
	児	フリガナ			
		氏名	様		
フリガナ					
		氏名	様		
		生年月日	年 月 日		
利用 料	利用区分		☐ A: 一般世帯 (市民税課税世帯・市民税非課税世帯)		
			産後ショートステイ 1000円 産後デイケア 500円 産後アウトリーチ 500円		
			☐ B: 生活保護世帯		
			産後ショートステイ 無料 産後デイケア 無料 産後アウトリーチ 無料		
利用上限		産後ショートステイ 7泊まで 産後デイケア 又は 産後アウトリーチ 7回まで			
利用可能期間		年 月 日まで			

※ 利用料は、利用終了後に利用施設へ直接お支払い願います。

※ 利用可能期間中に年度が変わる場合、再度申請が必要です。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱別記第 1 号様式及び第 2 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 3 月 29 日掲示済)

奈良市告示第 171 号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成 29 年奈良市告示第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「及び第 1 号通所事業（通所型サービス B 及び通所型サービス C を除く。）」を削り、同条第 2 号中「及び通所型サービス C」を削り、同条中第 3 号中「別表の 2 の表」を「別表の 3 の表」に改め、同号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 第 1 号通所事業（通所型サービス B 及び通所型サービス C を除く。） 別表の 2 の表に定める単位数に次条に定める単価を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に 100 分の 90 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 通所型サービス C 別表の 2 の表に定める単位数に次条に定める単価を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

第 6 条第 2 項中「前項第 1 号」の次に「及び第 3 号」を加え、同条第 3 項中「第 1 項第 1 号」の次に「及び第 3 号」を加える。

別表の 1 の表備考以外の部分を次のように改める。

サービスの種類			単位数① (1 回につき)	単位数② (1 月当たりの合計)
介護予防訪問介護相当サービス	ア	標準的な内容の場合	287 単位	3,727 単位
	イ	生活援助が中心である場合で所要時間が 20 分以上 45 分未満のとき	179 単位	
		生活援助が中心である場合で所要時間が 45 分以上のとき	220 単位	
	ウ	短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	
訪問型サービス A	所要時間が 20 分以上 45 分未満の場合		179 単位	220 単位
	所要時間が 45 分以上の場合		220 単位	
訪問型サービス C			603 単位	

別表の 1 の表備考第 1 項中「の単位数が」を「当たりの単位数の合計が」に改め、同表備考第 3 項中「、訪問型サービス A 及び介護予防通所介護相当サービス」を「及び訪問型サービス A」に改め、「厚生労働省老健局長通知」の次に「。以下「通知」という。」を加え、同項を同表備考第 5 項とする。

別表の 1 の表備考第 2 項を次のように改める。

2 イについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である介護予防訪問介護相

当サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の介護予防訪問介護相当サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

別表の 1 の表備考第 2 項の次に次の 2 項を加える

3 ウについては、身体介護（利用者の身体に直接接して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

4 ア及びウについては、省令第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従業者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

別表の 2 の表中「438 単位」を「442 単位」に改め、同表を別表の 3 の表とし、別表の 1 の表の次に次の 1 表を加える。

2 第 1 号通所事業

サービスの種類	サービスの頻度	単位数① (1 回につき)	単位数② (1 月につき)
介護予防通所介護相当サービス	週 1 回程度	436 単位	1,798 単位
	週 2 回程度	447 単位	3,621 単位
通所型サービス C		350 単位	

備考 1 単位数①により算定した 1 月の単位数が単位数②に定める単位数を超えるときは、単位数②に定める単位数をその月の当該サービスの単位数とする。

2 通所型サービス C にあつては、利用者の通所送迎を実施した場合、送迎加算として 1 日につき 50 単位を加算する。

3 介護予防通所介護相当サービスに要する費用の算定については、この表に定めるもののほか、通知の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に実施される第 1 号事業に要する費用の算定に適用し、同日前に実施された第 1 号事業に要する費用の算定については、なお従前の例による。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市告示第 172 号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱（平成 29 年奈良市告示第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法」という。）の次に「及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号。以下「省令」という。）」を加える。

第 2 条中「法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の」を「第 1 号事業所の」に改め、「(以下「申込事業者」という。）」を削る。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定により第 1 号事業所の指定を受けようとする事業者は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年厚生労働省告示第 331 号。以下「厚生労働省告示」という。）で定める様式により申請しなければならない。

第 3 条第 2 項中「指定申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）が提出された場合は、申請書類の」を「申

請があった場合は、」に、「申込事業者」を「前項の申請を行った事業者（以下「申請者」という。）」に改め、同条第 3 項中「申込事業者」を「申請者」に改める。

第 4 条中「申請書類の提出を受けて、当該」を「前条第 1 項の」に改め、同条第 1 号中「申請書類」を「申請」に改め、同条第 2 号アを次のように改める。

ア 介護予防訪問介護相当サービス 訪問介護

第 4 条第 2 号イ中「又は介護予防訪問介護」を削り、同号ウ中「、介護予防訪問介護若しくは整備法附則第 10 条に規定する介護予防通所介護（以下この号において「介護予防通所介護」という。）」を削り、同号エ中「、地域密着型通所介護又は介護予防通所介護」を「又は地域密着型通所介護」に改め、同号オ中「、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防通所介護」を「又は介護予防認知症対応型通所介護」に改める。

第 5 条中「申請書類の提出」を「第 3 条第 1 項の申請」に、「申込事業者」を「申請者」に、「別記第 2 号様式」を「別記第 1 号様式」に改める。

第 6 条第 1 項中「申込事業者」を「申請者」に、「別記第 3 号様式」を「別記第 2 号様式」に改め、同条第 3 項中「第 1 号事業所」を「第 1 号事業」に、「受けた事業所」を「受けた事業者」に、「指定事業所」を「指定事業者」に改める。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

指定事業者は、省令第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定により、省令第 140 条の 63 の 5 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 8 号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

第 7 条第 2 項中「次に掲げる事項」を「省令第 140 条の 63 の 5 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項」に改め、同項各号を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する届出は、厚生労働省告示で定める様式により行うものとする。

第 8 条第 1 項中「奈良市介護予防・生活支援サービス事業所廃止・休止・再開届出書（別記第 5 号様式）を市長に提出しなければならない」を「市長に届け出なければならない」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する届出は、厚生労働省告示で定める様式により行うものとする。

第 11 条を第 13 条とし、第 10 条を第 12 条とする。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による指定の更新を受けようとする指定事業者は、厚生労働省告示で定める様式により申請を行わなければならない。

第 9 条第 2 項中「指定申請書」を「申請」に、「第 9 条第 1 項の指定更新申請書」を「第 10 条第 1 項の申請」に、「指定の」を「第 3 条第 1 項の申請」に、「指定の更新の」を「第 10 条第 1 項の申請」に改め、同条第 3 項中「市長は、」の次に「前項の申請に基づき、」を加え、「別記第 7 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、同条を第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（添付書類）

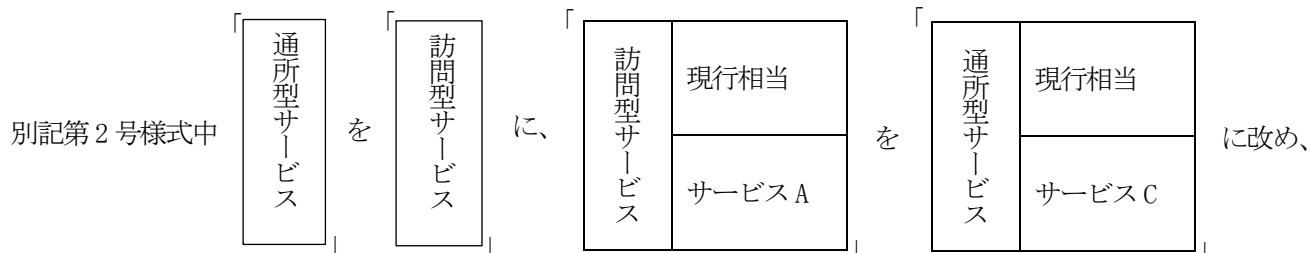
第 11 条 指定を受けようとする事業者及び指定事業者は、第 3 条及び前条に規定する申請並びに第 7 条から第 9 条までに規定する届出には、省令で定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（指定の再開）

第 9 条 指定事業者は、休止した第 1 号事業を再開しようとするときは、あらかじめ厚生労働省告示で定める様式を市長に提出し、再開に係る協議をしなければならない。

別記第 1 号様式を削る。



同様式を別記第 1 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第2号様式(第6条関係)

第 号

年 月 日

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定通知書

様

奈良市長

印

年 月 日付けで申請のあった事業所の指定について、下記のとおり指定したので通知します。

記

1. 申請者名

所在地

代表者名

2. 事業所名

事業所所在地

事業者番号

3. 事業の種類

4. 指定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

ただし、この期間中に、この指定を受ける際必要な介護保険法の規定による指定又は許可が取り消されたときは、当該取消の日までとする。

(注) 裏面にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第3号様式から別記第6号様式までを削る。

別記第7号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第8号様式中「第10条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を別記第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定の申請及び指定の更新の申請について適用し、施行日前の指定の申請及び指定の更新の申請については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱別記第2号様式、第3号様式、第7号様式及び第8号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和6年3月29日揭示済)

奈良市告示第173号

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱（平成22年奈良市告示第165号）の一部を次のように改正する。

別表中	「 ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風（4 種混合）	2歳未満	11,944円	を
		2歳以上6歳未満	11,400円	
		6歳以上	10,572円	

」

「	ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリ オ）・破傷風・ヒブ感染症（5種混合）	2歳未満	21,137円	に、「10,945円」
		2歳以上6歳未満	20,637円	
		6歳以上	20,137円	
	ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリ オ）・破傷風（4種混合）	2歳未満	11,944円	
		2歳以上6歳未満	11,400円	
		6歳以上	10,572円	

」

を「12,595円」に、「8,878円」を「9,265円」に改め、別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第5条関係)

奈良市定期予防接種依頼書兼助成金交付申請書(償還)

接種対象者	住 所	奈良市			
	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳 か月)	
	氏 名				
依頼書の交付を申請する予防接種 ※今回申請されるものに○をつけてください。			対象年齢 確認	接種日記入欄(※記入しないでください。)	
1. ヒブ感染症		(1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加)			
2. 肺炎球菌感染症(小児 がかかるものに限る。)		(1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加)			
3. B型肝炎		(1回目 ・ 2回目 ・ 追加)			
4. ロタウイルス (いずれか一種類)		ロタリックス (1回目 ・ 2回目) ロタテック (1回目 ・ 2回目 ・ 3回目)			
5. BCG					
6. 5種混合		(1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加)			
7. 4種混合		(1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加)			
8. 3種混合		(1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加)			
9. 麻しん・風しん(MR)		(第1期 ・ 第2期)			
10. 水痘		(1回目 ・ 2回目)			
11. 日本脳炎		(1回目 ・ 2回目 ・ 追加 ・ 第2期)			
12. 二種混合 第2期					
13. ポリオ		(1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加)			
14. ヒトパピローウイルス		(1回目 ・ 2回目 ・ 3回目)			
予防接種を受ける 市町村名と医療機関名		市町村名 医療機関名			
依 頼 書 の あ て 先		1. 市町村長宛 ・ 2. 医療機関長宛			
接 種 時 の 滞 在 先 (連 絡 先) (※住民登録と異なる場合記入)		〒 (電話)			
保護者の氏名		□ 下記の申請者と同じ 続柄()			
住 所		奈良市			
送付を希望する宛先		自宅(奈良市の住所地) ・ 滞在地(様方)			
申 請 の 理 由					

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所 奈良市

次のとおり、奈良市定期予防接種依頼書
及び助成金の交付を申請します。氏名 (続柄:)
電話

【依頼書等の交付申請についての注意事項】

- ・今回交付する依頼書の有効期限は、9月30日以前に交付した分については交付日から6か月間、このことについて理解し同意しました。
10月1日以降に交付した分については申請を行った日の属する年度の3月31日までとなります。
- ・接種日の時点で奈良市に住民登録がない場合は使用できません。
- ・接種開始時期や接種間隔が満たない場合は定期の予防接種ではなく、任意の予防接種となります。(健康被害救済の対象外になり、費用についても全額自己負担となります。)
- ・予防接種助成の上限金額について了承しました。



(は い)

※同意される方は○をつけてください。

(注)余白に事務処理欄を記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和6年3月29日揭示済)